



半田市の地域包括 ケアへの取り組み

「『身元保証等』がない方
の入院・入所にかかるガイ
ドライン」作成について

半田市地域包括ケアシステム推進協議会

委員 對馬 清美

(半田市包括支援センター副センター長)

事務局 木村 智恵子

(半田市福祉部高齢介護課)

本日の内容

○はじめに 半田市の概況

1. ガイドライン作成の経緯

- ・地域包括ケアの源流と取り組みのきっかけ
- ・ガイドライン作成の流れ
- ・内容及び特徴

2. ガイドラインと意思表示は「両輪」

3. 進捗状況と今後の方向性

半田市の概況（１）

- 人口：１１９，８９６人
- 世帯数：５１，４８０世帯
- 高齢化率：２３．８％
- 介護認定率：１７．１％（31年４月１日現在）

○位置 名古屋市から特急電車で３０分
東に中部国際空港（セントレア）

○面積：面積４７．２４km²
（南北８．２km・東西９．７km）

○学区：小学校１３ 中学校５

○日常生活圏域：５圏域

○包括支援センター：１か所
（半田市社会福祉協議会に委託）

市の中央に位置し、
東西南北どの市境も車で約３０分内



半田市の概況（２）

・医療資源

急性期病院

１か所（４９９床）

一般診療所

７２か所

（在宅診療支援診療所２０か所）

歯科

４９か所（訪問歯科７か所）

薬局

５０か所（訪問薬局３９か所）

訪問看護ステーション

８か所

・介護資源（入所施設）

特別養護老人ホーム

３か所（定員３２０人）

老人保健施設

４か所（定員３１５人）

グループホーム

１５か所（定員２４３人）

特定施設

４か所（定員１５５人）

半田市の地域包括ケアの原流

在宅ケア推進地域連絡協議会

- ・ 1 9 9 2 年に半田市医師会と行政保健師が中心となり発足
- ・ 年に 6 回の会議を 2 0 年以上継続
- ・ 現在は事務局は行政
- ・ 医師・看護師・介護職・ソーシャルワーカー等が 7 0 人以上参加し、「顔の見える関係づくり」や「情報共有」の場に
- ・ 事務局会議には包括支援センター職員、地域の事業所の代表（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所）が入る

取り組みのきっかけ

- 2013年「地域包括ケアシステム研究会」が発足

2014年からは「地域包括ケアシステム推進協議会」に

- 2014年度から愛知県地域包括ケア推進モデル事業
認知症モデルを受託

● システム推進協議会のメンバーは、医師会、歯科医師会、
薬剤師会、市立病院、訪問看護、介護支援専門員、
NPO、介護事業所の代表、行政、地域包括支援センター

取り組みのきっかけ

- 「病院への入院、施設入所の際、保証人がいないことで入院・入所を拒まれる」byケアマネジャー
- 「身よりのない人の入退院に支障が出ている」（身元保証がないので、退院先の病院が見つからない）
by急性期病院のMSW

☆きっかけは「困った！！」という
現場の声



取り組みのきっかけ

- 支援困難事例の要因分析をした結果

「身元保証がない」「終末期」等の要因が..

「システム推進協議会で地域課題として
取り組もう！！」包括より提案

「リビングウィル部会」

「身元保証部会」

立ち上がる

半田版ガイドラインの作成

- 身元保証部会の委員

行政職員 市立病院地域医療連携室 看護師

MSW 介護老人保健施設支援相談員 包括
支援センター社会福祉士

- 保証人がいなくても、判断能力が低下しても適切な医療や介護を受けられるような半田市の指針を作成することが目的

ガイドライン作成への取り組み

- 「身元保証」に求められている内容を具体的に
するため実際の事例を分析（2事例を分析）

- 事例 1 急性期病院から自宅退院することが
困難であり、施設入所が必要であるが身元保証
人不在が理由で転帰先がなかなか見つからな
かった事例

- 事例 2 身元保証人不在でも老人保健施設
への入所が可能となった事例

ガイドライン作成への取り組み

●事例分析の結果

2 事例の共通点

- ①独居高齢者 ②在宅生活が難しい ③転院・施設入所が必要 ④経済的に余裕がない ⑤民間の身元保証代行団体等を利用した身元保証が難しい ⑥身元保証人になる人がいない ⑦転帰先が身元保証を求めている

事例分析で見えてきたこと・・・「身元保証」という言葉を病院や施設等の関係者がそれぞれの理解で使用している現状

ガイドラインの内容

- ガイドラインの対象者（身元保証のない方の定義）

1. 身よりのない独居の方
2. 家族の支援が受けられない方

- ガイドラインの構成

1. 分析した2事例
2. 定義
3. 身元保証にもとめられること7つと具体的対応内容
4. 支援シート

ガイドラインの内容

●「身元保証」に求められる7つ

- 1 緊急連絡先
- 2 入院費・施設利用料の支払い代行
- 3 本人が生存中の退院・退所の際の居室の明け渡しや、退院退所支援に関すること
- 4 入院計画書やケアプランの同意
- 5 入院中に必要となる物品の準備等の事実行為
- 6 医療行為（手術や検査・予防接種）の同意
- 7 遺体・遺品の引き取り・葬儀等

ガイドラインの特徴

- 終末期ケアに焦点を当てた場合

7 遺体・遺品の引き取り・葬儀等がポイントに

☆ 身元保証のない方の死後の対応について、市役所の連絡先を明記

ケアマネジャーやソーシャルワーカー等、特に死後の対応に関わる支援者が、対応に苦慮しない用に配慮

私の事前指示書

●「医療同意」について

医療を受けることに関する権利は、医療を受けるものが有している

一身専属性も強いと考えられるため、たとえ法定代理権があるとしても、当然に代理できることにはならないとされている

日本弁護士連合会

●半田版ガイドラインでの「医療同意」について

医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断し患者にとって最善な治療方法をとることを基本とする

※身元保証のない方が判断能力がない場合

私の事前指示書

- 本人が医療同意できない状態であっても、医療行為に対しての推定的承諾が治療判断の根拠の一つになるのでは
- 推定的承諾を担保する情報が必要

本人の意思の可視化が必要

私の事前指示書

●半田版事前指示書

- 1 意思の推定者の選択
- 2 終末期に望む医療処置と望まない医療処置
- 3 残された人生を自分らしく過ごすために望む事

●特徴

自分の意思を伝えておくことの大切さ

変化する気持ちは当たり前、書き直しや見直しをする事の大切さ

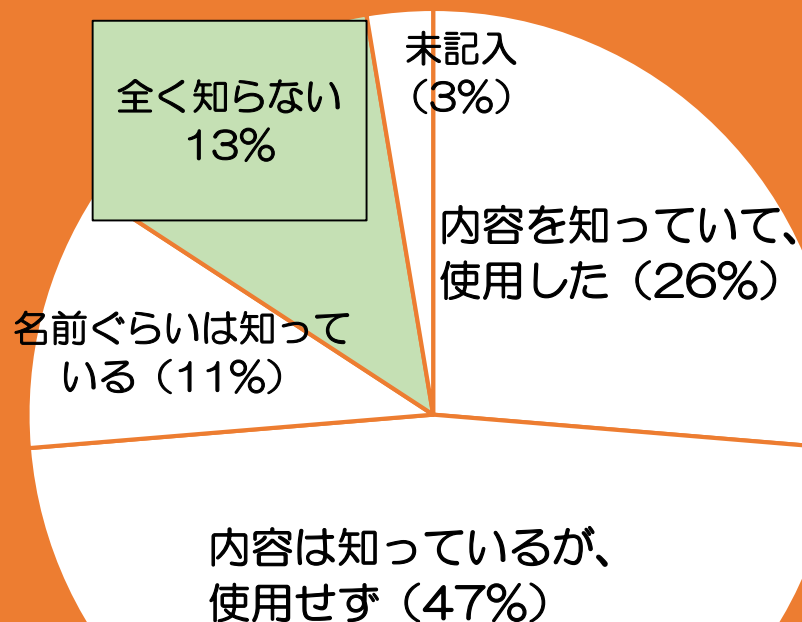
事前指示書作成に当たっての留意点を明記

まとめと課題

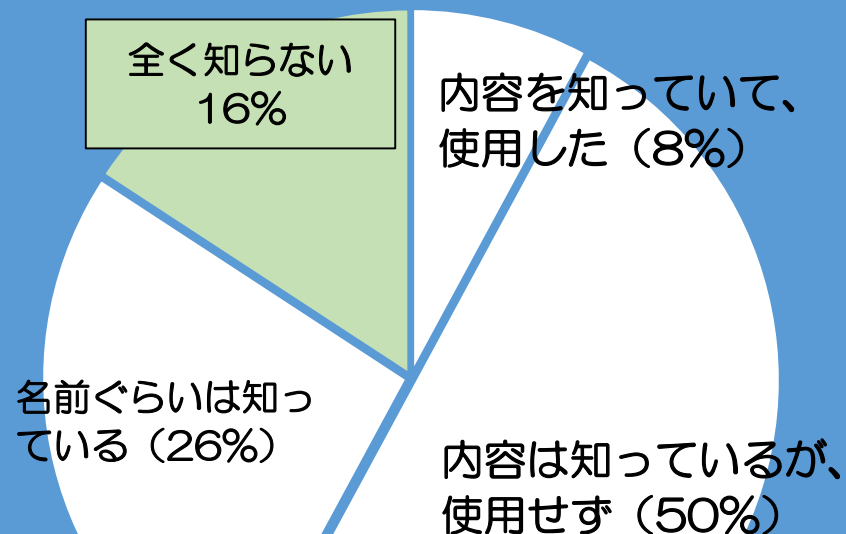
- 半田市のガイドラインは「個別の事例」を丁寧に分析し、「個別課題」を「地域課題」として捉えることで作成できたものである
- 支援をする専門職がガイドラインの存在や制度の活用方法を「知る機会」をいかに作るかが半田の現在の課題の一つであると考え、「知る機会」を継続して提供
- 事例から学ぶ姿勢を大切に、今後も出会う事例の課題をガイドラインに反映できるような取り組みを継続していきたい

半田市版「私の事前指示書」と 身元保証のガイドラインの周知

半田市版「私の事前指示書」



『身元保証等』がない方の入院・ 入所にかかるガイドライン



身元保証に関する現場の声（１）

「どんな職種の人でも、どんな立場の人でも理解しやすい身元保証についてのフローチャートやマニュアルを作成してほしい。」

「事前指示書の周知や内容の拡充が必要か。」

「成年後見について勉強不足を感じました。」

身元保証に関する現場の声（２）

「身元保証のない人の契約や同意をどうすればいいのか。誰に繋げればいいのか。亡くなった方の相続人を捜すとありましたが、生きているときに捜すことはできませんか。」

「生保にひっかからないがお金がなく、身寄りのない方の支援に悩みます。柔軟に動ける方（行政）をお願いしたいと思います。忙しいかもしれませんが…」

身元保証に関する現場の声（３）

「身元保証の方がいらっしゃらない方も入居されている為、ガイドラインに沿って施設で考えていきたい。」

「認知症になれば後見人がつくし、身元保証になる。認知症のない一人のほうが大変かと思われる。」

課題と方向性

課題 1 次回改訂は「さらにわかりやすく」

課題 2 ガイドラインの限界

課題 3 アドバンス・ケア・プランニング
(ACP)の推進

課題 4 地域ケア会議の充実